

令和8年3月2日

大田区長  
鈴木 晶雅 様

大田区環境審議会  
会長 奥 真美

大田区環境基本計画の進捗状況についての調査審議等について（答申）

令和6年8月16日付け6環計発第10461号により、大田区環境審議会に対して諮問された「1 第2次大田区環境基本計画の策定についての調査審議」、「2 大田区環境基本計画の進捗状況についての調査審議」、「3 その他の環境の保全に関する基本的事項についての調査審議」について、下記のとおり答申します。

#### 記

- 1 「1 第2次大田区環境基本計画の策定についての調査審議」については、2年間にわたる当審議会での審議を経て、「第2次大田区環境基本計画」（以下、「環境計画」）を令和7年3月に策定し、同年4月に公表したところである。環境計画が掲げる各施策が未来に向けた推進力として効果的に機能しているかを把握し、不断の改善につなげることが重要であることから、長期的な視点で定めた指標に基づく進捗管理を適切に行っていくことが求められる。一方、効果測定の方法については、目標設定時の背景及び社会情勢の変化を踏まえつつ必要に応じた見直しが柔軟に行われることを期待する。
- 2 「2 大田区環境基本計画の進捗状況についての調査審議」については、環境計画に掲げる区がめざす姿の実現に向けて、PDCAサイクルのもとで「行動計画」が掲げる事業の執行管理を着実に行っていくことが重要である。「行動計画」の初年度にあたる今年度から、全事業について、事業設計評価（計画面）と実績評価（実行面）の2つの側面から活動状況を評価し、その結果を分布図で見える化する試みがスタートした。この「見える化」の手法は、大田区独自のチャレンジングな取組みとして大いに評価できる。今後は、創意工夫を凝らしつつ評価結果を各事業に反映していくとともに、国内外における状況やニーズの変化に迅速かつ的確に対応していくために、EBPM（エビデンスに基づく政策形成）を意識した継続的な改善と次計画への継承に努められたい。

3 「3 その他の環境の保全に関する基本的事項についての調査審議」については、環境計画が掲げる「持続可能な環境先進都市おおた」の実現に向けて、引き続き、区による率先行動とともに、区民・事業者等の理解と協力が不可欠であり、多様な主体による環境配慮に向けた行動変容につなげていくことが重要であることを確認した。そのためには、環境計画が定める方針及び各事業の目的・内容といった情報を区民・事業者等に丁寧かつ分かりやすく発信していくとともに、関係機関及び区役所内はもとよりあらゆる主体とのさらなる連携強化に積極的に取り組んでいっていただきたい。

以上